

会 議 録

会 議 の 名 称		第1回福津市障がい者施策推進協議会
開 催 日 時		令和5年8月21日(月) 14:00 から 15:45
開 催 場 所		福津市役所本館2階 庁議室
委 員 名		(1) 出席委員 中山健、津留英智、占部幸子、中嶋敏郎、麻生辰廣、 花田敏秀、浅井あかね、杉本みぎわ (2) 欠席委員 後藤朋子、飯野信子
所管課職員職氏名		福祉課 課長 青谷哲也 福祉課 障がい福祉係 係長 占部篤 福祉課 障がい福祉係 係長 笹田泰弘
会 議	議 題 (内 容)	1. 市長あいさつ 2. 委嘱状の交付 3. 会長、副会長の互選 4. 計画に関する諮問 5. 議事 (1) 「第7期福津市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」について (2) 今後のスケジュールについて 6. 事務連絡
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	1名
	資料の名称	・次第 ・計画概要 ・計画実績 ・改正後概要：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」 ・調査票(相談支援事業所用) ・調査票(相談支援事業所以外用) ・今後のスケジュール ・委員名簿
会議録の作成方針		<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録 記録内容の確認方法 会議出席委員による確認
その他の必要事項		なし

<事務局の司会により開始>

<資料確認>

1. 市長あいさつ

<公務による市長及び健康福祉部長欠席のため、福祉課長よりあいさつ>

○事務局（青谷） はい、皆様改めましてこんにちは。ただいまご紹介に預かりました、福祉課の青谷でございます。この障害者施策推進協議会につきましては、個人的にとっても思い出がありまして、第2期の福津市障がい者計画を策定するときに当時私が係長でして、その際、障がい者計画の策定に当たりまして、この審議会を立ち上げまして、皆様方にご検討いただき、第2回障がい者計画を策定したという経緯がありました。

それが、もう数えますと9年ぐらい前の話になりまして、ちょっと皆様方の顔ぶれを見ますと当時と変わらない方もいらっしゃるし、そうじゃない方もおられますけれども、こうして審議会が続いているということは個人的にも非常に感慨深いものがございます。

先ほど司会からも申し上げましたが、市長の原崎と健康福祉部長の堤田でございますが、ちょうどこの時間に庁議がございまして、こういった形になりましたことをここにお詫び申し上げます。

皆様方におかれましては、この度、改めて福津市障害者施策推進協議会の委員を引受けていただき、誠にありがとうございます。また、ご多忙中にもかかわらず本日の審議会にご参加いただきまして、重ねて御礼を申し上げます。さて、令和5年度ですが、この福津市第7期福津市障がい福祉計画及び第3期福津市障がい児福祉計画の策定年度となっております。当該計画は令和6年度から令和8年度までの福津市の3年間の障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくり、あるいはサービスを確保するための方策等を示す実施計画という位置づけとなっております。

委員の皆様方におかれましては、当該計画の策定に際して、障がい福祉のそれぞれのお立場から知識や経験に基づいたご意見をいただくことにより、この当該計画が福津市の障がいを持つ方々にとりまして、住みなれた地域で自立した生活を営む上で、よりよい計画策定を目指しているということを踏まえ、皆様方のご理解ご協力を改めて、お願いする次第でございます。

結びに、委員の皆様方のますますのご健康、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

2. 委嘱状の交付

<委員に対し委嘱状交付>

<委員自己紹介>

<事務局自己紹介>

3. 会長、副会長の互選

○事務局 会長、副会長の互選に移らせていただきたいと思います。福津市障害者施策推進協議会規則第5条第1項で会長及び副会長を各1名置くものとして、その選出は、委員の互選によるものと定められております。皆様方にご承諾いただければ事務局より推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

<委員一同異議なし>

○事務局 ありがとうございます。会長には、福岡教育大学の中山委員にお願いしたいと思います。よろしければ拍手でご承認をお願いいたします。

<委員一同承認>

○事務局 それでは次に、副会長の互選ですが、会長同様に、事務局で推薦させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<委員一同異議なし>

○事務局 はい、ありがとうございます。副会長には、宗像水光会総合病院の津留委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<委員一同承認>

○事務局 では、ただいま会長に就任されました中山会長のご挨拶をいただきたいと思っております。お願いいたします。

<会長あいさつ>

4. 計画に関する諮問

○事務局 では次に、青谷より福津市障害者施策推進協議会の中山会長に対して、第7期福津市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定に関する諮問を行います。

○事務局（青谷） 福津市障害者施策推進協議会会長、中山猛様。福津市長原崎智仁。第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定（諮問）。

令和5年度は、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（令和6年度から令和8年度）の策定年度となっております。福津市障がい福祉計画は、障害者基本法にある全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という法の理念にのっとり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）の中で、必要な福祉、障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業、その他の支援を総合的に行い、もって、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るために、障害者総合支援法第88条第1項の規定による、計画策定を市町村

が行うこととなっています。また、福津市障がい児福祉計画は、児童福祉法の理念にのっとり、同法第33条の20第1項の規定による計画策定を市町村が行うこととなっています。本市では、国が策定した第5次障害者基本計画及び障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を踏襲しつつ、本市が実施する障がい福祉サービス事業所への支給量調査の結果及び福津市の障がい者福祉サービスの支給状況を勘案した計画の策定を目指しています。つきましては、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の計画策定に当たり、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、福津市附属機関の会議の公開に関する要綱第2条第1項で、附属機関の会議は原則として公開するものと定めています。また、同要綱第3条1項には、附属機関の長が公開または非公開を決定することができるものと定められている。そこで、本日の協議会を公開するかについて、協議会に諮りたいと思います。審議していただく内容からも、特段の支障はないものと思われるので、公開してよろしいでしょうか。

○事務局 異議なし。

○事務局 ありがとうございます。では、傍聴希望者に入室を許可します。

次に、福津市附属機関の会議の公開に関する要綱第8条第1項により、本日の協議会は事務局で議事録を作成することとなっています。また、同規則第9条第2項には、附属機関の長が規定したものにより、議事録の確認を得るものとなっています。この確認についてなんですが、名簿順ということではよろしいでしょうか。

<委員一同異議なし>

○事務局 はい、ありがとうございます。では、事務局のほうで議事録のほう作成をいたしますので、後日、占部委員と中嶋委員に、本日の議事録の確認及び署名をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 なお、福津市障害者施策推進協議会規則第6条第1項に、協議会の議事運営については会長が議長になると定められておりますので、これ以降の議事の進行については会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

5. 議事

○会長 はい。それでは、議事に入りたいと思います。議事の一つ目ですね。第7期福津市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について、この資料に関しまして事務局から用意してもらっておりますので、まず事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 ここから着座にて説明をさせていただきます。資料のほう、計画期間の資料をご覧ください。第7期福津市障がい福祉計画、第3次福津市障がい児福祉計画についてということで、そもそもこの障がいに関する計画ですが、3種類ありまして、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画という3本立てになっています。今現在進んでいる第3期障がい者計画については、平成3年度から令和8年

度までの6年間を期間とした計画となっています。第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画に関しては、令和3年度から現在の令和5年度までの3年間を期間として定めています。この6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画が今年度で終わりため、来年度以降の第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を今年度策定していきたいと考えています。事務局から計画についての説明は以上になります。

○会長 はい、ありがとうございます。皆様からご意見ご質問等ありますでしょうか。

<意見なし>

○会長 よろしいでしょうか。このスケジュールで進めていくという形で、特に今年は7期の計画をつくる必要がございますので、例年よりは集まる機会が増えるのではないかなと思っています。

○会長 それでは次に、第6期福津市障がい福祉計画及び第2期福津市障がい児福祉計画の成果実績について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 説明をさせていただきます。資料はカラーで印刷をしている第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画と書かれたものになります。計画に計上した数値と、実際に実績として出た数字を太線の枠内に数字として入れています。

まず、最初に施設入所者、地域移行についての計画ですが、施設入所者74人の見込みに対し令和5年6月末現在で73人ということで、ほぼ計画どおり進んでいます。

ただ、地域移行ということで、施設からグループホームやご自宅なりの地域に戻られる方が、新規施設入所者数を2人上回ると見込んでいましたが、結果として、現在9名の地域移行の方に対して、施設入所の方が12名と計画とは逆転するような結果が出ています。

次に、福祉施設から一般就労への移行者数ですが、令和元年度の実績の1.27倍を目指すとして、国から示された数値に基づいて計画を立てていました。令和3年度はこの13人という数値をクリア出来たが、令和4年度は7人ということで数字が落ち込んでいます。

次に、就労定着についてですが、一般就労に移行した方のうち、7割が就労定着支援を利用することを目標にしていました。これについても国が定めた数値に基づいて計画を立てていました。令和3年度、令和4年度の一般就労に移行された方は27名いますが、そのうち22名が定着支援を利用しており、数値としては81%と8割を超える方が利用している状況で、数値をクリアしています。できるだけ定着して、長く働き続けていただける体制がとれていると見ています。

次に、障害児支援の提供体制の整備ですが、主に重症心身障害児の支援をする児童発達支援事業所等の確保についてですが、こちらについては、今現在、福津市内で重症心身障害児を主に見る事業所は存在しません。放課後等デイサービスについては、設立の話が一応ありましたが、人員体制の確保が出来なかったということで、未定になっています。ただ、同じ事業所が改めて人員確保した上で、できれば10月開設を目指したいということで、話があるため、この話が進展すれば、一応今年度中には、重症心身障害児を主に見る放課後等デイサービスが確保で

きると考えています。引き続き、児童発達支援事業所については、募集をかけていきたいと考えています。

次に、相談支援体制の充実強化ということで、こちらは先ほども話が出たように、4月1日から基幹相談支援センターを設立し、運用が開始されています。

続いて次のページに移ります。ここから各事業に関する見込みに対して、太枠内に実績を示しています。全てを説明すると時間がかかるため、主だった所のみ説明していきます。まず訪問系事業ですが、重度訪問介護や、行動援護は、かなり大きく予定を下回ったサービスがある一方、上回った居宅介護は、微増となりました。ただ、同行援護に関してはかなり需要が高く、大きく上回る結果がでています。このことから、かなり同行援護に関しての需要の高まりをあると感じています。

続いて、次のページに移って、日中活動系サービスの説明です。軒並み大方、計画どおりと見ていましたが、自立訓練の生活訓練が見込みよりも倍以上となりました。これは自立した生活を送りたい、自分でしっかりと生活していきたいから、この訓練をしたいということで、地域に戻りたいというところから需要が増えたのではないかと分析しています。その他、次のページの就労定着が、先ほど説明したように8割の方が就労定着を利用していたということで、かなり数字のほうも高くなっています。

続いて、そのページの下の方の居宅居住系サービスについて説明します。居住系サービスについては、ほぼ計画どおりの数字が上がってきています。多少違っていても誤差をとっていいような範囲で推移しています。

次のページに移り、障害児通所支援ということで、児童のサービスについて説明します。児童系サービスに関しては、どのサービスも見込みよりかなり多く、利用となっています。計画だけは少し落ち込んでいます。これは福津市内の児童数の増加により、かなりサービスを必要とするという需要の高まりが起きていると考えています。特に、③番の保育所等訪問は、見込みより3倍を超える数ということで、これはかなりの伸び率になりました。まだ年度が終わっていないため数字には出ていませんが、かなりの保育所等訪問支援を使用したい、日数も増やしてほしいという要望が上がっています。このことから、かなり保育所等訪問支援についてインクルーシブな支援の需要が高まっていると考えています。

次の3番目の地域支援事業の推進について説明していきます。こちらは今年度の見込みを含めて記載しています。

(5) 意思疎通支援事業について、これは社会福祉協議会さんに委託していますが、内部で少し派遣体制の見直しを行っていただきました。これまでは利用者が直接、手話通訳者に依頼する形をとっていたため、一部の手話通訳者にかなり負担が集中していました。そこを改善していただき、必ず社会福祉協議会を1回通して派遣事業を行うルールづくり、若干厳格化していただきました。その結果、数字がぐっと下がった結果になっています。逆に言うと、それまであまり必要ではないのに、呼ばれていた面もあったのかということと、これが正しい需要数に近づいたと考えています。

次に(7)手話奉仕員養成講座ですが、これは宗像市と共同実施している事業となっています。毎年10名の定員ということで実施していますが、コロナ禍の部分もあり、なかなか外に出づらいうこともあってか、半分程度で推移しています。その他の地域支援事業ですが、日中一時支援事業や、福祉タクシー料金助成事業は計画に対して、実績は落ち込みを見せています。ただ、この辺りは、毎年、予算の策定時に毎年の推移を見込んでいますが、コロナ禍で、利用者の外出のしづらさ、集団への入りづらさといったところで利用が落ち込んでいるという結果が各事業に

出ていると考えています。ちなみに、今年度の4月から7月までの利用実績を見ると、やはりコロナが5類に移行して以降、皆さん少し外に出やすくなったところもあり、移動支援事業も日中一時支援事業もかなり数値が伸びてきています。したがって、今後はこの計画にはないですが令和2年度コロナ禍以前の数値辺りまで数値が伸びていくのではないかと考えています。事務局からの実績、成果についての説明は以上となります。

○会長 委員からご意見、ご質問等ありますか。

○麻生委員 3番目の4項目です。成年後見制度ですが、これが見込みで令和3年度、4年度、5年度すべて見込数が1で、実績も1です。これは社会福祉協議会も、例えば、勉強会とかそういったことをしていますよね。それとの兼ね合いというか、連携的なものはどうなっていますか。結論から言うと、私が、同級生と会ったら、子どもが重度の知的障がいがあって、成年後見制度を利用したよと話を聞いた。福津在住の方なんです。何かこう1件っていうのが非常に少ないなということと、もう一つ今言ったように連携というかね。これ社会福祉協議会の利用者数っていうのももっとありますよね。

それと、今私が施設のほうに少し関わっていますが、知的障がい者が多いということで、成年後見制度について、社会福祉協議会に勉強会をお願いしたというようなこともありました。ちょっとあまりにも実績とかけ離れていると感じています。1件1件っていうのが非常に少ないように感じるのですが、この内容についてもし分かれば、説明をお願いします。

○事務局 この成年後見制度利用支援事業は、そもそもその成年後見制度を使った数ではなく、支援事業として、例えば申立人がいないので、市長申立ての利用希望や、ちょっと資力が足りないので、後見人等の年間報酬の助成を受けたい。もしくは申立て費用が賄えないため、市に補助をしてほしい。この三つの柱から出来ているのがこの支援事業になります。したがって、実際に純粋に成年後見制度の利用者数とはまたかけ離れたものになります。

○麻生委員 そういうことですね。見込み値1に対して実績値1というのは非常に何か寂しいような感じで、ちょっと余りにも現実離れしているように見えました。

○花田委員 関連して、私は福岡市で計画策定に関わったことがあります。行政、市町村は事業をしたがらないですね。お金がかかるから。私が抱えていた事例は虐待で、それも保護者の虐待で、保護者が成年後見申し立てるわけがない。虐待している保護者がね。これは市町村申立てでしようと言ってもなかなかね。行政に対しあなたが上に上げればいいと言うけど、なかなか上げない。それをよく考えたら、お金、予算を組んでいない。だから、何かをそういう面もありますね。福津市に限ったことではなく。

福津市には中核機関はないのですか。

○事務局 福津市の中核機関に関しては、福津市の福祉課、高齢者サービス課と、社会福祉協議会の3点で、分散型として中核機関の整備というのを進めている状態です。

○花田委員 福岡市の例で言えば、中核機関を作ったのですが、それからやっぱり大分増えましたね。だから、やはりそこで悩んではいけません。話聞いて、やはり市にやる気があるかどうか、成年後見制度を大事と思っているかどうかだと思います。

○会長 ありがとうございます。今のお話ですと、もう既に後見が決まっているケースはここにはカウントされないということですね。だけど、後見人を決めるプロセスにおいて、支援が必要な人への事業だっていい。ね。でもなかなかそれが現実的には、うまく進まないっていう。

○事務局 市としても、その予算がないからということではないかと思っておりますので、それなりの利用の要望等が出てくれば、やはり予算要望をさせていただきながら、利用のほうにつなげていきたいと考えておりますので、臨機応変といいますか、状況に応じて対応していきたいと考えています。

○会長 他にはいかがでしょう。

○中嶋委員 1番最初の障害児支援提供体制の整備等のところで、今回は、放課後デイサービスの計画があるようですが、児童発達支援の事業者が出てこない場合、市として何か方策はありますか。

○事務局 非常に痛いところ突かれたなと思っております。どのサービスもですが事業者さんが、福津市で開設しますと言ってくださらないと、結局スタートに立てないということが現状です。では、そのサービスが足りないからということで、どこから誘致をするというノウハウを今時点で当課では持ち合わせていないため、今後、第7期及び第3期の福祉計画を立てていく中で、このサービス種別の事業所が必要だ。ただ、その手が上がらないっていうことであれば何かしら方針を考えていきたいと考えています。

○占部委員 思い出したことがありますして、私は古賀市の協議会に入っていますが、古賀市は10年以上前グループホームが少なかったんですね。そこでグループホームをとにかく古賀市内にいっぱい作りたいということで、福祉課が古賀市内でグループホームを設立して運営してくださる事業所とか法人がいらっしゃれば、しばらくの間、賃貸の分の家賃補助として開設の支援をしますっていうことを実施して、その時期、ぱっと古賀市にグループホームが出来たことがあります。なので、そこそこの市が予算取りとかもあると思いますけど、行政がある程度後押しするとか、それでわざわざ本当は違うところに開設しようと思ったけど古賀市がそのような事業をやっているから、グループホームを古賀市に開設しましたみたいな感じで、当時結構5、6件ぱっと出来ました。なので、本当におっしゃるように、福津市が、そういうお気持ちがあるのでしたら、そういう補助の仕方もあると思います。

○事務局（青谷） 私も当時のことを思い出しましたが、確かにあの時、古賀市の独自施策だったと思いますが、足りないサービスに関しての補助っていうのが、傍から見ていて思い切っているなど。感心しているだけじゃ駄目だったわけですけど。

- 中嶋委員 訪問系サービスの重度訪問介護の時間が伸びてないことについては、これは何か要因があるのでしょうか。介護保険への移行であるとか。
- 事務局 (1)の2番ですね。単純に利用実績で上がっている方が1名ということで、該当される方がいないというのが正直なところではありますが、令和3年度と令和4年度とかなり数字が落ち込んでいることに対しては、すいませんが分析不足で、お答えできる材料を持ち合わせていません。後日、調査してお答えをさせていただきます。
- 占部委員 私現場から聞いていますが、相談を私たちやっけてよく言われるのが、事業所からすれば、やはりすごくシビアな話、採算がとれない。中嶋委員も事業所をお持ちですのでご存じだと思いますが。なので、やはりやりたがらないですね。したがって、福岡市内のほうの事業所にも来てもらったりとかするので、そもそも報酬単価と内容の齟齬ですよ。多分そちらもヘルパー事業所を法人内に抱えていらっしゃるから、多分それが1番大きいと思います。
- 中嶋委員 占部委員が言われたように、その収入面に非常に課題があるということとあわせて、時間数が非常に障がい福祉の場合、多いため、介護保険に移行されるときに、極端にサービスが下がる、減るということが発生します。このあたりについて、市として例えば高齢者サービス課と連携して擦り合わせをするとの方策がありますか。
- 事務局 65歳問題なんてよく言われるところですが、各相談支援事業所には65歳を見越して60歳ぐらいから、少しずつサービスを精査していただいで、できるだけスライドがうまくいくようにお願いをしています。あわせて65歳間近、64歳とかで、目の前に見えてきた方には、高齢者サービス課とともに、一度、現在の状況で介護認定の試算を一度出していただいで、実際に介護サービス、介護制度に移行した場合にどの程度の支給量になるのか、どの程度のサービス量になるのかということはこちらで連携をとって、対応させていただいています。それに基づき、現在のサービスと照らし合わせて、本当に残すべきところはどこなのか。ということをご本人とお話をしながら進めていっております。
- 浅井委員 訪問系サービスの中で、社会福祉協議会のほうで、居宅介護とか同行援護とかさせてもらって、特に同行援護を行っている事業所がうちとしらゆりさんしかないという状況で、視覚障がいの方にとっては大事な移動の手段ではありますので、うちも受けたい意向はあるのですが、何せヘルパーさんがもう平均年齢70歳ぐらいになっていて、視覚障がい者の方には同行する体力がないというような状況が発生しています。一応指定は受けているものの、ふんだんに受け入れることが出来ないような状況になっていて、あわせてホームヘルプ事業も、ヘルパーの高齢化が大きな課題であるというところが、採算もやっぱりあって、若い人材を取り込めるような採算ベース、報酬単価ではないっていうところが、一つの事業所で対応できるような問題ではないというところ。高齢者のほうでも、介護保険事業運営協議会に委員として参加させていただいていて、市のほうで、そういう人材確保への対応について検討いただきたいと意見させてもらっていますので、それと合わせて障がいのほうについても、高齢者サービス課と一緒に何かご検討いただけたらなと強く要望します。

○花田委員 コロナの時はやはりなかなか厳しかったが、今後は回復しているのではないのでしょうか。利用者は。ただ、サービスを提供する人の確保が厳しい状況だと思います。今おっしゃったように。

○会長 その辺り事務局は何かありますでしょうか。

○事務局 特に同行援護の部分は、障がいサービス独自の事業になっていて、介護保険の支援には入っていないので、65歳を過ぎていても必要な方はずっと使う必要が出てくるという大事な支援内容になっています。ここに関して、現在、浅井委員がおっしゃったように、社会福祉協議会としらゆりさんの2事業所しかないというのは市として非常に痛いところです。もっとここを強化したいと思う気持ちはあります。先ほど言われましたヘルパーの確保についてということですが、その点については高齢者サービス課へも話を聞いてどのような内容で今進んでいるのか、それで福祉課と一緒に共働できる部分があるなら、ぜひ一緒に動かさせていただきたいと思いますのでこれから検討させていただきます。

○会長 私のほうから。

基幹相談支援センター設置と書いてあるのですが、何か一行しか書いていなくて、相談の実績とか件数とか相談の内容とかが分かれば、柔軟に計画に反映できる可能性はありますが、そのあたりどうでしょうか。

○事務局 基幹相談支援センターは4月から開所しまして、毎月、実績を提出いただいているのですが、月換算で平均160件ぐらいの各種相談をいただいているような状態です。内容もかなり多岐に渡りまして、もちろん障がい福祉サービスを使いたいというところから、ひきこもり支援であるほか、8050問題。親御さんが高齢化になっていくところの問題であるとか、本当に様々な相談内容で、次期計画には、今年度上がってくる事業実績から見えてくる相談件数であるとか、相談内容、種別であるとかを計画に反映させたいと思っています。

○会長 これはセンター委託でやっているのでしょうか、それとも自前で実施していますか。

○事務局 委託で実施しています。

○花田委員 社会福祉協議会でしょう。簡単に広報で見ましたけど、概要をちょっと説明してもらえないのでしょうか。何人体制でやっていてどういう相談が起きているかなど。

○浅井委員 社会福祉協議会が受託してまして、社会福祉協議会の事務局内に設置しています。市から認めていただいたのが、6人体制の人員で、センター長以下5人という体制で受けていますが、1名が6月で退職をして欠員がでている状態です。現時点では、5人で相談を受けていますが、今までどこに相談していか分からなかったというような相談が多く来ていて、本当に障がい特性に関するだけでなく、ひきこもりの相談も結構多く両親からの相談であるとか、そういった相談が来ています。あと、本人とか家族だけではなく、病院や事業所の方とかも、どこに相

談していか分からなかったということで、相談してこられたりしています。一つの家庭で障がいを持った子どもさんと養育している高齢のおばあさんがいる家庭があって、そのケースを動かしていくのに、子どもだからこども課とか高齢者だから地域包括支援センターとかいろんな機関が関わっているのですが、その共同連携の取りまとめをする人が、今までいなかったってところで、その辺は基幹相談支援センターが介入して、ケース会議を実施したりなど、役割分担を明確にするとともに、その役割が出来ているかどうか等の確認といったところも実施しているような状況です。

あと小さな動きではありますが、障がいをお持ちの子どもさんで、放課後等デイサービスを利用したいってところで、障がいを持った子どもさんの特性に合った、放課後デイサービスをお母さんと一緒に探したりだとか、サービスにつなぐお手伝いをしたりとか、相談支援専門員さんを紹介したりとか、様々なことをさせてもらっています。

○会長 ありがとうございます。

○麻生委員 月平均で160件程度の相談ですか。

○浅井委員 延べ件数ですが、4月が150件、5月が269件、6月が301件となっていて、電話相談も含みます。新規としては、4月最初が26人、5月が28人、6月が30人、7月が35人という状況で、新規でご相談いただく方がどんどん増えていっている状況です。

○花田委員 何かあったときに基幹相談支援センターに電話してみようっていうだけでも全然違いますよね。今まで、どうしたらいいかと悩んだ人たちが、いかに多かったかという。

○花田委員 電話で24時間体制ですか。

○浅井委員 緊急のみ24時間ということにしています。

○花田委員 誰かが電話を交代でもっているのですか。

○浅井委員 今はセンター長がずっと持っています。

○花田委員 結構、辞める人が多いですよ。相談がそれこそ真夜中の1時や2時なんかにかけてくる人もやっぱ中にはいらっしゃる。職員が病んで辞める人が結構多い。

○会長 せっかく出来たので、持続可能な形で運用ができればいいかなと思います。

○麻生委員 最初に自己紹介のときに、身体障害者協会の話をしさせていただきましたが、それが月1回障がい者相談ってということで、ふくとぴあを会場に実施させていただいていますが、以前はまだ相談内容というか相談の件数がそこそこあったらしく2人体制で受けていましたが、今年度から余りにも相談件数も少ないし、時間的な制約というのもあって、福祉課から相談支援事業として依頼を受けていますが、今1人体制にしています。1人体制にしても、年間の相談件数が、1件ないし

2件、実際問題ないですよ。例えば、網膜剥離で少し見えづらいとか、身体障がいでも車椅子に乗りたいたけれど、どうやってしたらいいですかとか、そういう相談を受けますが、身体障がいというものに限定してしまうとなかなか相談に来てくれない。僕らも相談を受けて、できなくても行政とか社会福祉協議会とか、いろんな団体に繋ぐことはできますが、いかんせん、少ないですよ。だから、実態として何に困っているかどういったことなのかなあというのが、つかめないというのが身体障害者協会の相談支援事業の内容ですね。そういった意味では、基幹相談支援センターが160件の相談があるということで、逆に言えばうれしく思います。

○委員長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは先に進みますが、次は国の指針改正概要についてです。事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料は青色の資料になります。今回の福祉計画の策定に関して、国から基本指針が示されています。

1番の基本指針についていうところで、原則、3か年の福祉計画を作成することになっております。

2番目の指針の構成ということで、第1はサービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項。第2が障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標。そして第3が計画の作成に関する事項。第4がその他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項等ということで、提供体制について確保及び成果目標を定めるようにとされています。

1枚目の裏側に今回見直された基本的指針の主な事項というところで、①から⑭まで列記されています。ここで、大きく変わった点は、ICTの導入や、重度障害者という点がピックアップされています。あと、基幹相談支援センターと精神障害にも対応した地域包括ケアシステム。後は、地域拠点のところは努力義務になったところが大きく変わったところです。

次のページの4番が成果目標ということで、ここからは具体的な数字等が出てきます。

①の施設入所者の地域生活への移行ですが、令和8年度末までの目標として、地域移行への数値は、施設入所者の6%以上を目標としていて、入所者数は、令和4年度末から5%以上の削減を目指すということになっています。

②が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、精神病床から退院された方で、325.3日以上地域で生活できるように支援を行うこと。あと、早期退院率ということで、ちょっとこころ辺の数値を掲げるには、なかなか市の計画だけではなかなか難しいなと思うことがあります。一応3か月後、6か月後、1年後の単位で数値が掲げられています。

③の地域生活支援の充実というところで、ここで新規に入ったものが強度行動障害を有する者に対して支援体制の整備を進めるというものです。

④に福祉施設から一般就労への移行ということで、市の計画に盛り込むものとして、1件新規が入っていて、就労移行支援事業の利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所というものを全体の5割にするということで、5割5割と少し混乱しそうなところですが、移行支援を使って一般就労した方の数が5割を占める事業所が市内で半分のできるようにというところで目標が定められています。あとは利用者数が3年度末の1.41倍を目標にということと、就労定着率が7割以上となる事業所が2割5分以上となるようにと目標が定められました。

⑤が障害児支援の提供体制の整備等というところで、児童発達支援センターの設置については、これは福津市にはありますのでクリアしております。あとは、引き続き重症心身障害児を支援する事業所の確保が挙げられていますので、これは次期計画にもしっかり定めていく必要があります。

⑥の相談支援体制の充実・強化等ですが、基幹相談支援センターの設置とありますが、本市はクリアできていますが、その下、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善が新規で上げられていますので、ここは強化するように計画に策定する必要が出てきます。

最後裏面ですが、5番の活動指標というところで、ここに具体的行動目標が定められております。赤の※印が入っているものが、今までは全体としては数値目標が定められていましたが、個々のサービスとして改めて数値目標を掲げるように定められました。その中で、（新設）と記載があるもの今回、次期計画から新たに数値を定めないといけないものになっています。

就労選択支援というのが令和6年度から始まりますので、その数値目標が必要となります。あとは共同生活援助のところでは、重度障害者の利用数を追加することになります。

②の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムですが、こちらで精神障害者の自立訓練（生活訓練）を新設で数値目標を掲げる必要が生じます。③・④・⑤に関しては特に変更はありません。⑥に関しては県のみ新設事項が出ています。⑦に関しては新設で基幹相談支援センターの設置が上がっています。これについては問題ありませんが、やはり、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善について計画に盛り込むようになっていきます。

これに基づいて、当市で、この活動指標の①から⑧に対して、①の施設入所者の地域生活への移行等、⑥の障害児支援の提供体制の整備等、⑧の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築というところを策定するために、各事業所さんにアンケート調査を行いたいと思っております。アンケート調査で、各事業の継続意向や、過去3年間の定員の推移や利用者の推移、担当者の推移と、あとは当市の人口推計や、予算ベースで見られる各事業支出推等々を計算しまして、令和6年度から令和8年度までに予想される利用者数、利用時間、利用日数を算出する予定にしております。活動指標の②と③で、②の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③の地域生活支援の充実。地域生活拠点と、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、福津市基幹相談支援センターと一緒に進めていく予定にしております。現状、進めている段階ですが、まだ基幹相談支援センターも4月に開所してまだ日が浅く、なかなかこの辺りの深掘りができていませんので、令和6年度以降どのように整備していくかという点を計画に盛り込む必要があると考えています。

⑤の発達障害者等に関する支援ということで、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンターの三つの視点から発達障がいに関する支援を構築していきたいと考えていますが、発達障がいに特化しているわけではないですが、当市にはふれあい交流事業ということで、当事者やその家族さんが交流する場を提供出来ています。そこを利用する形で令和6年度以降の市の方針について計画し、計画に盛り込んでいく予定です。

⑦の相談支援体制の充実・評価等ということで、この項目のところに基幹相談支援センターとしての相談、相談内容の見込まれる推移等を盛り込んで行く予定です。事務局からは以上です。

- 会長** ありがとうございます。今のご説明についてご質問があればお願いいたします。
- 杉本委員** 質問してもよろしいですか。すいません少し場違いな質問かもしれないので申し訳ないのですが、今いろいろ計画の中に、制度上の体制とか施設とかの計画は、たくさん盛り込まれているのですが、私が関わっている障がい児とかを見ると、とにかく市の中に遊べる場が少ないですね。例えば、公園や遊具の整備とかそういう施策は、ここではなくてまた違うところになるのでしょうか。
- 事務局** 建設課や都市計画課が管轄になります。
- 杉本委員** 都市計画課などはそういう視点を持ってくださっているのでしょうか。
- 事務局** 都市計画についての計画もありますが、現在、手元がないので、今ここで伝え出来ないのですが。
- 杉本委員** なかなかそういう視点で公共の施設を考えていただけでないというのがあったので、そういう提言っていうのはこういうところからできるのかなと思ったところでした。
- 会長** 福岡市では、結構ユニバーサルデザインの公園や遊具を設置したとかってやっていますよね。
- 杉本委員** そもそも公園が少ないし、遊具が福津市は少ないですね。子どもが増えているのに、そこに障がい児が安心して遊べる場っていうのはもっと少ない。
- 事務局** 福津市の基本構想であるまちづくり基本構想の中には、もちろん障がい施策に関することや、安心安全なまちづくりに関することなど、多くの項目が設定されています。この項目の中に障がいのある方もない方もいきいきと暮らせるまちづくりという文言があります。この基本構想に基づいて、こうした福祉計画であるとか、都市計画整備の計画などが紐づけされています。したがって、実際に公園等の整備のところに、障がいのある方向けの視点がないかと言われたら、それも必ずあるはずですが、ただ実際、それがどのように現場で動いているかということについては、こちらでは分からないところがあるので、その点については、公園整備に関して、どのような視点を持って行っているかというのは確認をさせていただきたいと思います。
- 事務局** そういったハード整備の部分に関しては、例えば道路であれば点字ブロックとかは、福津市ユニバーサルデザイン計画というのが別途ありまして、それによって障がいに関わる部分、ユニバーサルデザインですから障がいに関わらず、高齢者等も含めた弱者に対する視点を持ったまちづくりを実施していくこととなります。当然ハード整備の部分もこれに基づいた整備という考え方はありますが、現状の公園に関しては、なかなか遊具が老朽化すれば撤去ということになるため、その辺り建設課がどのように考えているかも確認しないといけないと思います。ユニバーサルデザインの視点というのは根底にあります、それを増やすかということと予算の関

係もできます。こうしたご意見があるということのを他の部署とも情報共有していければと思っています。

○麻生委員 確かに言われるように、障がいのある人もない人も遊ぶのは一緒ですし、場所がやっぱり1番ですね。私も少ないとは思いますが。それともう一つ、郷育推進課から身体障害者福祉協会にスポーツ推進委員として、女性会員を派遣してもらえないかと相談があり、会員1名を障がい者スポーツ担当で派遣していますが、もともと、私が障がい者スポーツをやってきたので、そういう活動とかそんなに激しい運動をしなくてもいいのですが、小学校などでこういうスポーツがあるんだよとか、私がバスケットしていたのでバスケットの基本的なところと教えたりであるとか。四つの小学校を回って、障がい者スポーツとかのお話しをさせてもらっているんですが、もっともっと、遊べる場所はあったほうがいい、あるに越したことはないですよ。

○事務局 そういったご意見はですね建設課なりに伝えることは出来ますので。

○花田委員 質問です、4番の成果目標で、③地域生活支援の充実とありますね。その中で2項目の強度行動障害を有するものに関し各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることが新規であるようですが、この強度行動障害を有するものというのは福津市において、どれぐらいの方がいるか数値は出ていますか。それから、支援ニーズを把握し、とありますが、ニーズ把握しなくてはいけない。非常に難しいですよ。強度行動障害に対する支援自体が。それを支援できる人がどれぐらいいるかというのがありますから。その辺はどうなんでしょうか。これは何か作らないといけないのでしょうか。

○事務局 強度行動障害ですが、今市内において障がい児で1名加算をとっている方がいらっしゃるの、その方は対象になると思います。すいませんが、障がい者のほうについて、今把握が出来ていませんのでお答えすることができません。行政が支援ニーズを把握し支援体制の整備というところをどのように進めていくかについては考えがまとまってない状態ですが、強度行動障害の支援に関する研修等の受講を推進するであるとか、そういったところから少しずつ、整備を進めていくというのも一つの案かなと考えていますが。現時点ではそういった状況です。

○花田委員 事業が難しいですね。支援する人もなかなかいない状況で、研修を受たりしますが、実際できるかっていうと難しい。

○会長 そうですね。いつだったか筑後か久留米のほうで、支援していた人が、結局暴力だったというので、刑事事件になったこともありました。

○会長 あと、かつては、大野城にすばる園っていうのがあって結構、強度行動障害に対応していました。野口先生がやられていたところですが。

最近、強度行動障害の子を見る場面も少なくなっているの、1名と聞いたらやっぱりそれぐらいなのかなっていう印象はあります。

○会長 どうしますかね、対応できるとすれば昭和学園ですかね。

○事務局 年代といいますか、どのライフステージにその支援を入れるかによっても、整備を入れ方が変わるため、なかなか難しいところではあると思います。どのライフステージにもその支援が行き届くように、児童発達に1名、放課後等デイサービスに1名、大人に1名というふうに万遍的なところでどこかの事業所をお願いをしたりであったりとか。その推進をするのかというと、それはあまり現実的じゃないと思うところもあって、どこにスポットを当てて、どういう形で支援体制を作るかという目標を設定するか正直迷っていてまだ形に出来てないところになります。

○中嶋委員 先ほど相談支援体制の高齢者サービス課との連携というお話されましたけど、地域共生社会の実現に向けた全体の中で、高齢者サービス課、それからこども課等と連携していくか構想とかあれば教えてください。

○事務局 高齢者サービス課や福祉課、こども課、子育て世代包括支援課、学校教育課であるとか、様々な課にまたがって困難事例であるとか、各課の分野にまたがった問題というのは多く存在するので、そういったところで協議ができる、重層的支援というものを当市でも実現できるように今構想を練っている段階です。

今年度は恐らく、福津市としての重層的支援をどのような形にしていくかという、構想止まりはなるとは思います。しっかりと目標を定めて、来年度以降、早い段階でそうした場が実現できるように動く予定にしています。

○会長 そうでしたら、次に資料を用意してもらっている調査票について、説明をお願いいたします。

○事務局 調査票は、内容が2種類ありまして、相談支援事業所向けのものと、それ以外の事業所向けの2種類作成をしております。共通する部分は、今後運営を継続する意向があるかどうかというところで、今後、その事業所が存続するのかどうかというところでの事業者の把握の見込みをたてたいと考えています。

相談支援事業所向けに関しては各支援員さんがどのくらいの人数を受け持っているのかということも合わせて把握したいと考えています。相談以外の事業所に関しては、各年度の定員数、人員増強等で定員を増やしていればどの時点で増やしたか。実際にどのくらいの人数の利用者がいたかの実績を出していただき、その推移を見た結果を勘案したいと考えています。

先ほどの目標のところにも就労移行、就労定着のところは、かなり指標として出ていましたので、就労移行と就労定着を実施している事業所にはそこに別途、各年度どの程度の移行者がいたか、どの程度定着していたか。また、そこから1年以上定着して働いている方がどの程度いるのかを把握したいと考えています。

あと、相談支援事業所とそれ以外の事業所共通したところで、県が実施する研修の参加人数や、各事業所がどれだけ自己研鑽といいますかサービスの資質向上に務めているかをあわせて伺いたいと考えています。以上となります。

○会長 ありがとうございます。皆様からご意見をいただきたいと思いますが。

○占部委員 アンケート対象は福津市の事業所のみですか。

○事務局 はいそうです。

○**占部委員** そもそも、この障がい者計画の数値というのは福津市にお住まいの方に関するものですね。事業者に関しては、必ずしも福津市内の事業所を利用しているわけではないので、どこまでアンケートの対象にするかの確認です。市内事業所のみとなると、全然数値が意味のないものになってくるのではないのでしょうか。

例えば福岡市の事業所でも、福津市の方が利用している事業所もありますし、そこまできちんとデータをとって、多分受給者証とかでご存じだと思うので、何々市の何々事業所に福津市の方がいらっしゃると思うので、その数値を教えてください。市内の事業所に関しては福津市の利用者の方のみの数字を依頼するのか、どういうふうに考えますか。

○**事務局** 今のお話ですと福津市在住の利用者の数と考えています。

○**占部委員** ということは、近隣の事業所にもお願いするということですね。

○**事務局** そうなります。

○**占部委員** 私が相談支援事業所だからと思いますが、この相談支援事業所用のアンケートの利用者数等の数について、多分他の相談支援事業所みんな思われると思いますけど、相談支援事務所とても忙しいです。何のために、行政にモニタリングをちゃんと出しているかということになります。行政には過去のデータが全部あるので、そこから拾ってもらえれば、数値把握は難しくないと思います。計画だけで言えば、相談支援専門員の名前も記載していますし、そのために請求の根拠として、請求と同じように、この3市1町に関しては書類を提出するようになっているので、これをおそらく相談支援事業所に依頼されると、かなり皆様反応されるかなと思います。

あと、4番の相談支援専門員は何名ですかという問いは、福津市に関して言えばちゃんと届出はしていますし、変更があればその分を提出しているはずなので、それも行政が分かっているはずで、それ以外の市町村に関してはアンケートをしないと把握はできないと思いますが、例えば、福岡市の相談支援事業所もちゃんと福津市に対して請求する以上、ちゃんと行政にプランを提出しますよね。なので、このデータは、相談支援事業所に出してくださいって言ったときに、行政に今まで全てデータと書類を出しているの、行政で拾ってくださいってなると思います。申し訳ないですが。

本当にこんな過去の、それも市町村別の数値依頼なので、事業所、現場としては、反応があるかなと思いますので、そこはやっていただけると非常に助かります。

○**事務局** 承知いたしました。相談支援事業所用の設問4と。

○**占部委員** そうですね。ただ、設問4は福津市以外の相談支援事業所にもお願いするのなら、例えば古賀とかだったら、そちらには情報は入らないので、必要だと思います。そして、設問5は全て請求の根拠になるので、行政に全て提出していると思いますので、それをしていただければとても助かります。

○**事務局** はい、分かりました。設問6、7、8は問題ないでしょうか。

- 占部委員** 設問6ですが、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修とあるのですが、どのあたりの研修を指しているのかが分かりにくいので教えてください。
- 事務局** 想定しているのは、こちらもすべての研修内容を把握できていないのですが、県主催で、例えばこのサービスに関してや、虐待防止や、強度行動障害についての学であるとか、そういった県主催の研修全てをまとめて想定しています。
- 占部委員** 加算の有無に関わらずということでしょうか。
- 事務局** その通りです。
- 占部委員** これは、県が実施しているというのに何か意味があるのでしょうか。聞きたい意図といいますか。
- 事務局** 市で実施している研修は、自立支援協議会で研修を提供させていただいていますので、そこを見ればその数字は分かるのですが、この国が示しているこの成果目標の中の各都道府県及び市町村においてサービスの質の向上のための体制構築という中で、研修の参加人数というのがあります。そうした面からこういった数値を拾って、広げられれば計画の中に盛り込んでいきたいという考えもあり今回入れさせていただきました。
- 占部委員** では、設問6に関しては、延べ人数でよろしいのでしょうか。県主催の研修会といえはたくさんあって。例えば、事業所から相談支援員が2・3人いらっしゃったとして、それぞれいろんな研修を受けてきたら、延べ人数だったらすごい数になってしまいますが。
- 事務局** そうですね。
- 占部委員** それとも、相談支援専門員の人数分、きちんと研修を受けているかを把握したいのか。どちらでしょうか。
- 事務局** 実人数ですね。
- 占部委員** 実人数であれば、おそらくみんな大体イコールになると思います。
- 事務局** むしろそれが正しいとは思っています。逆に、これがイコールにならない事業所が出てきたら、それは怖いなと正直思っています。アンケート用紙に関しては、設問4番、5番の箇所は変更をかけて実施することにします。
- 会長** 確認する時間は今日しかないですよ。計画によればもう9月には調査しますよね。
- 事務局** はい、実施します。
- 会長** よろしいでしょうか。それでは今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

○事務局 今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。資料は計画策定のスケジュール資料になります。本日8月21日が第1回で推進協議会の皆様に諮問及び計画についての説明をさせていただきました。

今日いただいたご意見、特にアンケートの部分などを作り変えまして、9月中には事業所に調査依頼をお願いしたいと考えています。早ければ、今月末にも依頼したいと考えておりました、おおむね1か月程度の期間を経て、回収したデータを10月に結果を分析し、計画に落とし込むという作業を実施します。そこで形になったものを第2回推進協議会で皆様にお示しさせていただき、推進協議会で、計画案に対してもう少し改善したほうがいい箇所など、いろいろご意見いただけながら修正したものを都度、皆様にお示しをしていき、12月の庁議に計画案を提出したいと考えています。

そして、年が明けて1月にパブリックコメントにより市民意見を募集し、市民意見を伺います。特に第2回での計画案に大きな修正がなければ、第3回を年明けて3月に予定していますので、そちらでパブリックコメントの結果についてお示し、年度が明けて、令和6年4月にこの第7期障がい福祉計画及び第3期障がい福祉計画の施行というスケジュールでいきたいと考えております。事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。

○麻生委員 いいですか。もう1度確認です。第2回が11月ぐらいになるんでしょうか。大体でよろしいですが。

○事務局 大体11月で、少し調査結果の分析が早くできれば、10月末に前倒ししたいという考えもあります。

○麻生委員 一応11月ぐらいが第2回の考えてよろしいですね。

○事務局 そうですね、目途としては11月ですね。で、第3回はパブリックコメント後で3月ぐらいってということですね。1月から2月の中旬ぐらいにかけてパブリックコメントの募集になると思いますので、3月に第3回を考えています。

○会長 予定しておりました議事は、これで終わりますので事務局にお返しします。

○事務局 それでは、次回の開催ですが、先ほど麻生委員との話でもありましたように、11月頃を予定しております。会議の日程につきましては、中山会長の予定を優先させていただき決定したいと思っております。後日、中山会長と日程調整を行わせていただき皆様に日程調整のご案内を送らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、皆様には協議会終了後、報酬及び費用弁償の請求書がありますので、ご捺印をお願いいたします。以上となります。

○会長 では、第1回の福津市障がい者施策推進協議会を終わります。ありがとうございました。